

平成20年8月
警察庁生活安全局

「銃砲規制等の在り方に関する意見書」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成20年7月17日から同年7月31日までの間、銃砲規制等の在り方に関する意見書に対する意見の募集を行ったところ、131件の御意見を頂きました。

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見書を公示した日

平成20年7月17日

2 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載していません（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

3 参考

頂いた御意見の総数 131件

（内訳）

電子メール 121件

F A X 4件

郵 送 6件

「銃砲規制等の在り方に関する意見書」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 全般に関する御意見

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）等による規制の厳格化に賛成する立場から、規制の厳格化は当然行うべきであるといった御意見があった一方で、反対する立場から、

道具が人を殺めるのではなく、人が人を殺めるのであるから、危ない道具を規制するのではなく、道具を正しく使える人を見極めることが重要である。

銃を規制しても、他の凶器を使った犯罪は防げない。凶器となり得るすべての物を規制するのか。

昨今の銃による犯罪は欠格者によるところが大きく、良識ある全ての銃所持者まで拡大して規制対象にすべきではない。

といった御意見がありました。

銃砲や刀剣類は本来的に人を殺傷する機能・構造を有しており、用法によって凶器とされることがある他の物件とは、その危険性において、質的な違いがあります。したがって、銃砲や刀剣類に一定の社会的有用性があることは事実ですが、現にそれらを使用した犯罪や事故が発生している以上、国民の安全・安心を守るためには、所要の規制を行うことが必要であると考えています。また、講習等を通じて所持者の安全意識や技能の向上を図ることも重要であると考えています。

なお、「銃砲規制のあり方に関する懇談会」の構成等に関して、

銃砲関係者（銃砲の所持者、関係団体、農林業や生態系維持に関する専門家等）が委員に含まれておらず、公平公正でない。

民意が反映されていないので、公聴会を開催すべきである。

意見書は、銃所持者は危険な人間である、という前提に立っているが、銃所持者からすると、銃の機構もよくわからずに、人殺しの道具だと考えている一般の方々の方がずっと脅威である。

銃器所持者全員を犯罪予備軍とみなした、極めて不合理な意見書である。

猟銃所持者を減らすことが望ましいことであるとは考えられない。

といった御意見がありました。

懇談会においては、銃砲関係団体からヒアリングを実施するとともに、銃砲関係団体から提出された意見書についてもその内容を十分に踏まえ、中立的な立場から公平な議論が行われました。また、現在パブリックコメントを実施して、幅広い国民の意見を反映させているところです。

意見書は、銃砲及び刀剣類等に一定の社会的有用性があることを前提としており、銃器所持者全員を危険な犯罪予備軍と見ているような記述はありません。また、銃の所持者数を減らすこと自体を望ましいと見ているような記述もありません。

2 欠格事由全般に関する御意見

意見書に賛成の立場から、

ストーカー、DV、一定の凶悪犯罪、経済的破たん、近隣トラブルについて、警察署による行動制限命令や所持規制を行うべき。

といった御意見があった一方、意見書に反対の立場から、

概ね今の銃刀法でも取り締まれる案件を具体的にしたもので、法律改正をしなくとも運用でよいのではないか。

銃を危険視して規制することで、欠格要件の基本的解決となるのか、むしろ締め付けによる悪化や差別につながるおそれもある。

各担当者の裁量の範囲を大きくしないよう、欠格事項は明確な基準にすべき。

といった御意見がありました。

意見書の提言の中には、現行法では排除できない類型も含まれており、提言内容を実現するためには法律改正が必要です。また、欠格事由の厳格化によって銃砲等の所持の安全性を高めることが、差別等につながるおそれはないと思われず。

なお、今後の法改正に当たっては、できる限り明確な基準を設け、客観的な資料によって判断できるようにしたいと考えています。

また、具体的な運用等に関して、

欠格要件等に該当したと判断した経緯と判断基準等を情報公開すべき。不適切な措置等に対する異議申立て、公安委員会等の責任の明確化も必要である。

といった御意見がありました。

今後の参考とさせていただきます。

3 論点1（ストーカー）について

意見書に反対の立場から、

「ストーカー行為の延長」が「銃器を持ち出での犯罪」というのは疑問に思う。

「自分の欲求を満たすために銃器を持ち出す」という行動をとることが問題であり、精神的なものに起因する異常行動を早めに察知していけば、銃砲刀剣類を用いた犯罪が減るのではないか。

といった御意見がありました。

ストーカー行為を行った者が必ず銃器を持ち出すわけではありませんが、ストーカーには、一般に、同種行為を反復しながらエスカレートしていく危険性があり、欠格事由として規定することが必要であると考えています。

4 論点3（近隣トラブル等の関係者）について

規制強化に賛成する立場から、

近隣トラブルがあった場合については欠格事由とすべき。

といった御意見がありました。

近隣トラブルの具体的な在り方は多様であり、法律上明確に類型化することは困難です

が、銃砲所持者が関係する近隣トラブルが生じた場合に銃砲等が悪用される危険性を防止するため、そうした場合には住民が警察に申出を行うことができる制度を整備することを検討しています（論点18）。申出を受けた場合には、速やかに事実関係を調査し、必要に応じて仮領置や所持許可取消処分を行うこととなります。

一方、慎重な運用を求める立場から、

所持者側が一方的にトラブルに巻き込まれる可能性もあり、実際に暴力的な言動や銃の存在を示して脅す等の具体的行動がない限りは慎重な対処をすべき。一方的に銃所持者が悪者にされるといったことでは困る。

といった御意見がありました。

事実の根拠を欠く一方当事者からの申告のみによって不利益処分が行われることはありませんが、近隣住民の安全と安心を確保するため、警察では所要の調査等を行うことがあり、銃砲等の所持者の方々には調査等への御協力をお願いすることがあります。

5 論点4（ストーカー等以外の欠格事由）について

規制強化に賛成する立場から、

動物虐待を楽しむような性癖があることが分かった場合も、欠格事由とすべき。

といった御意見がありました。

動物虐待等の行為については今後の推移を見守ることとします。

なお、動物虐待をしている事実については、銃刀法第5条第1項第11号の要件に規定する「他人の生命若しくは財産又は公共安全を害するおそれ」の有無を判断する際の考慮要素とします。

6 論点5（経済的破たん）について

規制強化に賛成する立場から、

毎年の銃砲点検のときに納税証明書などを提出させ、一定以下の収入の場合は許可取消し等をすべき。

経済的裏打ちもないのに真面目に働く意欲のない若者、不良学生等は欠格事由にすべき。

といった御意見がありました。

収入が低いこと等をもって一概に危険性があるということは困難ですが、他の欠格事由に該当する場合には、厳格に審査を行うことが必要であると考えています。

一方、規制強化に反対する立場から、

銃砲所持者が破産したからといって危険があるとは言えず、合理性に欠ける。

経済的に破産した者であっても、趣味や職業の選択は自由である。また、破たん者が自己の生活のために駆除等の仕事に就くことは考えられ、そのような機会まで奪うべきではない。

弁護士を選任できないほど余裕資金のない人間の方が問題である

空気銃を所持する経済的負担は猟銃よりもはるかに低いため、除外すべき。

といった御意見がありました。

復権を得た後は所持できるので、趣味や職業の選択に対する不当な制限にはならないと考えています。

破産手続開始決定に至る前の段階については、明確な判断基準を設定することが困難であることから、いわゆる公安条項の運用によって対応することとしています。

なお、空気銃であっても悪用された場合の危険性は大きいので、猟銃と異なる取扱いをすることは適当でないと考えています。

7 論点6（自殺のおそれのある者）について

規制強化に反対する立場から、

銃で自殺するのは他者にとって迷惑が少なく、銃の所持を禁止すべき必要はない。といった御意見がありました。

銃砲が自殺に使用された場合、それ自体が銃砲の危険な使用行為であることに加え、その後に銃が遺留されるなどの問題点があります。

8 論点7（過去に一定の違法行為を行った者）について

規制強化に反対する立場から、

犯罪認知件数の表について、銃砲と刀剣別の内訳に違法所持と合法所持の内訳が記載されていないことについて不公平さを感じる。

といった御意見がありました。

凶悪な違法行為に係る欠格事由は、使用された銃砲刀剣類等に係る所持が違法所持であったか合法所持であったかを問わずに適用されるものです。

9 論点8（取消処分を受けた後の欠格期間）について

規制強化に賛成する立場から、

5年10年といった期間で一律に制限するのではなく、特に生活に支障がない限り生涯銃を持ってなくする等の厳しい対処で構わない。

といった御意見がありました。

他法令との均衡や国民への負担等の観点から、欠格期間については一定の有期を設けることが適当ですが、銃砲等の危険性にかんがみ、欠格事由の内容も考慮しつつ、できる限り長期間となるよう規定することを検討しています。

また、

欠格となる事由により段階的に欠格期間を定めるべき。

軽微な違反に関しては救済の道を確認すべき。

といった御意見がありました。

取消事由となった違反の内容に応じて欠格期間に段階的な差を設けている（改正）道路交通法を参考に、銃刀法においてもきめ細かな検討を行うこととしています。

欠格事由該当を理由とする不利益処分については、通常の不服申立手続により争うこ

とができます。なお、違反が軽微であることを理由として欠格事由から除外するようなことは、銃砲による危害予防上、行うべきではないと考えています。

10 論点9（前科要件）について

規制強化に反対する立場から、

前科要件を広げることには慎重であるべきである。公平で明瞭な基準と制度の透明化が不可欠である。

といった御意見がありました。

他法令には既に同様の欠格要件を定めている例もあり、銃砲の危険性にかんがみると、前科要件を拡充しても公平性等の問題が生じることはないと考えています。

11 論点10（同居の親族）について

規制強化に反対する立場から、

所持許可者自身に問題がないのであれば、銃の保管方法について抑制（銃砲店や射撃場などへの外部委託保管）を必須とすれば問題が無いのではないかと。

欠格要件の調査・判断が難しく、費用対効果が低いため、賛同しかねる。

といった御意見がありました。

管理方法の厳格化等によって危険性を除去できる場合にはそうした措置を講じるなど、帰責性のない本人に過度の不利益を課すことのないように配慮します。

また、調査・判断が特に難しいという事情はないものと考えています。

12 論点11（現行法第5条第1項第11項の積極的な運用）について

規制強化に反対する立場から、

申請の少ない銃所持許可要件の判断のために、そこまで労力をかける必要があるとは思えない。

といった御意見がありました。

銃砲は、その使用方法によっては人の命を奪うものであり、その欠格事由の存否については慎重な判断が必要であると考えています。

13 論点12（専門医の診断書）について

一律に専門医の診断書を求めるべきか否かについて、

一律に専門医の診断を求める必要がどこにあるのか不明瞭である。

必ず専門医の診断を受けることが必要である。専門医による診断を行わないのであれば、診断そのものを廃止すべきである。

といった両面からの御意見がありました。

制度趣旨からは一律に専門医の診断を求めることが望ましいですが、地域の事情等によっては直ちには実現できない場合もありますので、当面の制度については、こうした実態を踏まえて検討していきたいと考えています。

専門医の診断書を求める必要性について、

健康又は善良を装っている人間を見抜くことは精神科医の目的としているところではない。また、精神鑑定は多くの日数と経費を要するので、経験と訓練を積んでいる警察官による面談が効果的である。

子供のころから診ている家庭医などは性格分析や生活習慣などを精神科の専門医よりも的確に把握できる。

十分な数の専門医を公安委員会が指定して、祭日、休日に係わらず受診できる体制を敷き、診断料は低く抑えて全国統一とすべき。

可能であれば、都道府県の公安委員会や警察が医療機関を指定し、銃砲関係の許可のための診断のルールを設けた方がよい。

といった御意見がありました。

精神科等の医師であれば、精神疾患に係る診断については他の医師よりも慎重な診断が行われることが期待できると考えています。なお、欠格事由該当性は、医師の診断書にのみ基づいて判断されるのではなく、警察職員による面談等の結果を総合的に勘案して都道府県公安委員会が判断するものです。

専門医の受診を容易にするための環境整備については、地域の実情に応じて、所要の検討を行うことが必要であると考えています。

さらに、

精神科医神経科医は不足しているので、臨床心理士も加えたらどうか。

心理テスト等を導入してはどうか。

といった御意見がありました。

今後の参考とさせていただきます。

14 論点13（多数の銃を所持する者）について

規制強化に賛成する立場から、

これまでの狩猟経験から3丁以上の丁数は必要でない。3丁以上は規制すべき。

高校の教諭が多数の銃を所持する必要があるのか。高校の教諭は転勤等があるので、学校に対して特例的所持（許可）をするべきではないか。

といった御意見がありました。

多数の銃を所持すること自体を一律に規制することは困難であると考えています。

なお、意見書に記載されている高校の教諭については、当該高校における部活動の指導者であり、当該部に所属する生徒に使用させる必要があるため所持するものです。教諭でなく学校長等に対して許可をすることについては、銃使用の現場に居合わせない者に監督等の責任を負わせることとなり、不相当であると考えています。

一方、規制強化に反対する立場から、

所持数が多いことが原因で事故や犯罪の発生件数が多いという事実があるのか。

問題は起きていないが銃が多いのはとにかく良くないから厳しくすべしなどという意見には同意できない。

丁数により審査内容が変わることは問題である。

申請者の側で所持理由を説得的に説明できれば、丁数に関係なく許可を出してほしい。

といった御意見がありました。

多数の銃を所持すること自体を一律に規制することは困難ですが、審査を厳格に行うことによって安全性を確保していきたいと考えています。

銃砲の所持許可は、特定の用途に供することを前提になされるものですから、例えば狩猟の用途で既に銃砲の所持許可を得ている者が、新たに狩猟の用途で銃砲の所持許可を申請した場合には、既に所持している銃砲と、新たに所持しようとしている銃砲とでどのように使い分けをする予定なのかといったことを審査することは当然のことであると考えています。

多数の銃の所持と関連して、

競技専用の空気銃・空気けん銃を銃刀法から外して競技団体に管理を移管すべき。高校射撃部の先生方を銃刀法の制約から外すべき。

といった御意見がありました。

銃砲は、その使用方法によっては人の命を奪うものであり、どのような者が所持するかにかかわらず、法律による規制の対象外とすることは適当ではないと考えています。また、猟銃と空気銃は、その威力の差から既に規制に一定の差が設けられています。

15 論点14（医師等に対する照会）について

過去の病歴等の重大なプライバシーに関する調査には慎重な対処をすべき。実際に犯罪を犯していないにも関わらず銃所持者だからという理由のみでどのような調査も許されるとの考え方には基本的に賛成できない。

といった御意見がありました。

過去の病歴等については、欠格事由に該当するか否かを判断するに当たって重要な情報であるため、調査を行うことは必要であると考えています。

16 論点15（近隣住民等に対する調査）について

猟銃所持者や許可申請者の氏名を近隣住民に対して明らかにすることは、「個人情報収集目的の範囲内での利用であり、特段の問題はない」とあるが、不当な拡大解釈ではないか。当人の事前同意が必要ではないか。

絶対に反対。「銃を持っている」というのは「100万円が家にある」ということと同じで、意見書にもあるとおり、盗難を誘発することになる。

といった御意見がありました。

許可申請時等に氏名を記載させる目的の1つに、欠格事由に該当していないことを確認する対象を特定することがあります。その確認の具体的方法の一つとして、近隣住民への調査があるので、当該調査において必要な場合に氏名を近隣住民に対して告知することは、個人情報の収集目的の範囲内であると考えています。ただし、一律に氏名等を告げるのではなく、盗難の危険性等情况がある場合には行わないことを検討しています。

なお、猟銃所持者や許可申請者に対しては、その氏名を近隣住民に対して必要に応じ

て告げることがある旨、事前に明示することを検討しています。

また、実際の運用等に関し、

近隣調査の事務を民間に委託しその精度を上げるべきである。

調査の期間に幅があるので統一すべき。

といった御意見がありました。

近隣調査においては、猟銃所持者等のプライバシーにわたる事項も含めた事項を詳細に調査するので、民間に委託することは不相当であると考えています。

また、近隣調査に必要な期間は個別の事情によって異なるので、画一的な処理期間とすることはなじまないと考えています。

17 論点16（高齢者の認知機能検査）について

規制強化に賛成する立場から、

高齢者については、更新期間を短縮するか、75歳以上の者には所持させないようにすべき。

といった御意見がありました。

高齢者の能力には個人差が大きいことから、年齢によって一律に所持を認めないこととするのは不相当であると考えています。

一方、規制強化に反対する立場から、

費用対効果が少なく、専門医も少ないため、積極的には賛同できない。

といった御意見がありました。

近年、猟銃所持者の高齢化が進んでおり、中には認知症が疑われるような事案も報告されていることから、銃砲による危害予防上必要であると考えています。

また、具体的な運用等に関して、

警察担当者が1次検査を担当できるようにし、1次検査で疑いのある者について専門医による診断を受けさせるべきである。

といった御意見がありました。

今後の参考とさせていただきます。

18 論点17（発見した不適格者と銃の分離）について

規制強化に賛成する立場から、

住民から複数の心配、苦情が寄せられたら該当者から警察官が銃を取り上げる法的根拠を与えるべき。

といった御意見がありました。

複数の苦情等があったことのみをもって行政処分を行うことは困難ですが、所要の調査等を行い、必要があれば仮領置や所持許可取消処分を行うことができます。

一方、規制強化に反対する立場から、

銃は日常的に手入れが必要であり、警察署が仮領置した場合、銃の適正な管理をすることは負担が大きすぎる。

といった御意見がありました。

現行銃刀法においても銃砲を仮領置することが認められていますが、銃の管理に関して特段の支障は発生していないことから、問題はないものと考えています。

また、具体的な運用等に関して、

偽警察官に銃を渡さないよう、公安委員会又は警察署長の仮領置命令書が必要。

といった御意見がありました。

今後の参考とさせていただきます。

19 論点18（地域住民から警察への申出制度）について

密告制度そのものであり、警察の犯罪予防意識が逆に疑われる。

違法銃砲刀剣類ホットラインを開設すべき。

といった御意見がありました。

都道府県公安委員会への申出制度は、銃砲所持者の近隣住民の不安を受け止め、解消することを目的とした制度です。また、現在警察相談専用電話（#9110番）等の活用を行っているところですが、ホットラインの設置についての御提案は、今後の参考とさせていただきます。

20 論点19（猟銃の保管）について

規制強化に反対する立場から、

どのような保管庫にしようが、本人がその気になれば開けることができる。事件事故の原因は人にあるのであり、いくら設備を強化しても意味はない。

費用対効果が低い。立入検査も行われている。また、事例の盗難事故のケースは、申請時にロッカーの有無を確認したかどうかと無関係である。

といった御意見がありました。

保管設備については、銃刀法上設置が義務付けられていることから、これを確認することは都道府県公安委員会の当然の責務であると考えています。

また、現行の規制に関して、

住宅事情に合わせて柔軟な保管設備が設置できるような配慮が必要である。

海外の優秀で多彩なガンロッカーを認めてほしい。

といった御意見がありました。

現行の銃刀法及び内閣府令に基づく保管設備の基準は、盗難防止のための最低限の基準であることから、住宅事情によってこれを緩和することは不適當ですが、現行の銃刀法及び内閣府令に基づく保管設備の基準に合致するのであれば、海外製のガンロッカーを使用することに問題はありませぬ。

さらに、具体的な運用等に関し、

ボルトアクションライフルの場合は、銃の一部（ボルト）のみを委託保管することは可能ではないか。

といった御意見がありました。

ボルト等の部品については、容易に購入できるため、それを保管委託させることが銃の保管の基準に代わるまでの意味は持たないと考えています。

21 論点20（実包の保管）について

規制強化に反対する立場から、

銃刀法第10条の6第3項の事前通告を、施行規則にあるとおり48時間前に行い、かつ日出から日没までの時間内に行うことを原則とすべき。また、休日の立ち入りを希望する場合には休日に行い、近隣住民に不信感を与えないようにパトカー以外の車で来る、私服で来るなどの配慮をすべき。

実包の保管量の規制を現在よりも厳しくするとの意見が多いようだが、均一の規制ではなく慎重な判断をするべき。

といった御意見がありました。

立入検査を行う場合には、48時間より前に事前通告を行うこと及び日出から日没までの時間に行うことが原則とされていますが、危害予防上特に必要がある場合には、それらの規定によらずに立入検査を行うことも認められています。

これ以外については、事実上立入検査対象者の要望をお伺いすることはありますが、法によって立入検査の権限と責任が付与されている以上、必ずしも当該要望に添わない形での立入検査がなされることも当然にあり得ると考えています。

なお、実包の保管量は、現時点では検討の対象とはなっていません。

また、実際の運用等に関して、

火薬店で一定数量の実包の代金を前もって預かり、射撃場で消費する実包をその都度渡すことにより、猟銃所持者が自宅に実包を保管することがなくなり、実包の盗難、事故等が発生しなくなるのではないか。

といった御意見がありました。

今後の参考とさせていただきます。

22 論点21（猟銃用火薬類等の無許可譲受制度）について

論点21については、

火薬の無許可譲受制度が廃止になると、猟友会員のメリットや猟友会の魅力を大きく失い脱会者が続出する。団体に属しない銃砲所持者の増加は行政上もよい結果を期待できない。

帳簿に記録しても、日常的に検証しなければ意味がない。

実包の消費等の証明のために、警察署の定めた用紙に射撃場や銃砲店に記入捺印をしてもらうべき。

といった御意見がありました。

実包については帳簿に記載するなどして継続的に把握する仕組みが実現すれば、無許

可譲受制度を廃止しなくても、状況把握の必要性は充足できると考えています。

また、実包に係る帳簿については、立入検査等の際に現物と突き合わせて検査することができるよう措置する方向で検討しています。さらに、必要に応じて、添付書類の充実や販売店、射撃場等に対する照会等により、できる限り客観的な検証ができるようにすることを考えています。

23 論点22（法定講習会の拡充）について

射撃実績が十分にある場合には免除するべき。

有名無実化した講習会を廃止し、毎年一回射撃会への参加を義務付けるべき。

昔に銃砲を所持した人は現行の安全教育の受講をしておらず問題である。

といった御意見がありました。

講習会は、例えば法令が改正になった際等にそれに関する講習を行うなどするものであり、銃砲による危害予防のため必要不可欠であることから、射撃実績が十分であることのみをもってその受講義務を免除することは不相当であると考えています。

また、毎年射撃会等への参加を義務付けることは、銃砲所持者の負担が過重となることから、不相当であると考えていますが、所持許可の更新を受けようとする者は、射撃技能に関する講習を受講しなければならないこと、及び練習するよう努めなければならないこととする方向で検討しています。

また、実際の運用等に関して、

事故例を映像資料などで見せた方が、通常の座学よりも啓蒙効果が期待できる。

特に猟銃等講習会の初心者講習会は、散弾銃の所持希望者も学生などの競技用の空気銃所持希望者も同じ内容の講習になっている。

高齢者については、加齢による影響ももちろんだが、ベテランであるのに取扱い技術が稚拙な人や関係法律に疎い人も散見されることが問題である。

考査の難易度を上げるべき。講習時に講師から「ヒント」が示されてほぼ全員が合格するようなケースもあるようである。

といった御意見がありました。

講習の在り方については、対象者に応じて効果的な内容、方法による講習が行われるように検討していきたいと考えています。

24 論点23（射撃練習の促進）について

規制強化に賛成する立場から、

銃器所持者に対し、銃種ごとに年間一定回数以上の射撃練習を義務付けるべき。

といった御意見がありました。

猟銃所持者の負担等から、一律の規制を課すことは困難ですが、射撃技術が未熟な者による事故等を防止することの重要性にかんがみ、定期的な射撃練習の促進（論点23）の規定を受けた行政指導やいわゆる眠り銃（銃刀法第11条第5項）による所持許可の取消しを積極的に行うこととしています。

一方、規制強化に反対する立場から、
指定射撃場の数が十分であるかどうかについては、地域の実情も考慮すべき。
射撃実績が十分にある場合には免除すべき。

といった御意見がありました。

射撃練習の促進については、一律に義務付けを行うことはせず、努力義務にとどめる
方向で検討しています。

なお、付随する問題として、

覆道式射撃場以外では空気銃の標的は10メートルを超えて設置できず、空気銃の
練習ができないので改善すべき。

といった御意見がありました。

現在、見直しを検討中です。

25 論点24（「猟銃安全指導委員」（仮称））について

個人に頼るだけでは継続的な効果は望めない。International Hunters Education
Association(IHEA)の日本版のような組織を設立すべき。

ライフル協会の役員でも、操作が危ない人はいるので、選定は慎重に行うべき。

所持者によるコミュニティと協力し、安全な銃所持のための環境を育成する制度
体系への転換が求められている。

といった御意見がありました。

今後の参考とさせていただきます。

26 論点25（罰則の強化）について

罰則強化を見送るべきではない。

といった御意見がありました。

発射制限違反の法定刑は平成19年に引き上げられたばかりであること等から、今回改
正においては、罰則強化は見送るべきであると考えています。ただし、銃砲所持者によ
る発射制限違反については、積極的な取締りを行っていくこととしています。

27 論点26（ナイフ規制の在り方）について

規制強化に反対する立場から、

ダガーナイフも美術品として登録制で所持ができるようにすべき。

狩猟に必要なダガーナイフは許可制にすべき。

ダガーナイフは観賞用としてのナイフであり、美術品を作るなど言うことは表現
の自由に抵触する。

といった御意見がありました。

美術品として価値のある刀剣類については、都道府県教育委員会に登録をすることによ
り所持することが認められています。ただし、登録制度の対象となる刀剣類の種別につ
いては、文部科学省（文化庁）所管の命令において定められており、現時点では、日
本刀のみが登録制度の対象とされていると承知しています。

また、今回の法改正では、ダガーナイフ等を完全な所持禁止とはせず、猟銃のように、許可を受けた場合には所持が認められることとする予定です。

ただし、ダガーナイフ等の所持許可に係る審査は厳格に行うこととしております。

憲法上の権利との関係について、

愛好家はダガーナイフに造形美を感じて収集しており、一律に「社会的有用性がない」とするのは憲法に規定された幸福追求権に抵触するのではないかと懸念されています。

ナイフは、それぞれの国の文化や制作者の創意工夫を表すものであり、そうした文化・芸術品まで安易に国家により規制されてもいいのか。思想・表現の自由に抵触するのではないかと懸念されています。

といった御意見がありました。

ダガーナイフのような形状をした刃物は、刺突に適した形状をしており、殺傷能力が高く非常に危険であることから所持禁止の対象とするものであり、かかる規制は、公共の福祉の観点からの合理的な制約であると考えています。

工芸品・美術品としての側面について、

装飾性の高いダガーは100万円から300万円程度の物も珍しくなく、それらのナイフと輸入品の数千円のナイフとを一緒くたに規制することは暴論である。

といった御意見がありました。

工芸品（美術品）としての価値を有するものであっても危険性の面では廉価なものとは変わらないことから、両者を法的に区別することは困難であると考えています。

規制の対象について、

規制の対象の範疇があいまいである。

といった御意見がありました。

今回所持禁止の対象とする刃物は、左右対称かそれに近い形状をした諸刃の刃物で先端のとがっているもの、すなわち社会通念上「剣」としての属性を有すると認められるものに限定する予定です。

規制後の措置等について、

これまで適法に購入・所持されたものは、引き続き、所持を認めるべき。

所有を放棄する者に市価の半額を支払うなどの損失補償も考えるべき。

片方の刃を潰すなどといった手段によって適法化することは可能か。

といった御意見がありました。

ダガーナイフ等による凶悪犯罪の防止を図るためにその所持を禁止することからすれば、既に所持している事実を既得権として保護することは適当でないと考えています。

また、ダガーナイフ等の所持禁止は、財産権に対する公共の福祉による一般的な制約であり、何人もこれを受忍すべきものであって、特定の人に対して特別に財産上の犠牲を強いるものではないことから、損失補償に関する規定は設けない予定です。

片方の刃を潰しても、少許の加工又は改造により容易に諸刃の刃物に戻すことができ

るのであれば、諸刃の刃物と同等の法的評価を受けることになります。

ダガーナイフ以外の諸刃のナイフについて、

調理道具や海産物類などの加工に用いる「貝剥き器」や、狩猟や漁業等で使用されるダイバースナイフの中にも、ダガータイプの刃物を使用している場合がある。といった御意見がありました。

ダガーナイフのような形状をした刃物は、たとえ刺突用に製作されたものでなくても、刺突に適した形状をしており、殺傷能力が高く非常に危険であることから、本来の製作目的いかにかわらず、所持禁止の対象とすることが適当であると考えています。

なお、ダイバースナイフが左右対称の形をしている必然性はなく、他の形状のもので代替可能であると考えています。

実際の運用、今後のさらなる規制の在り方等について、

ネット掲示板等ではナイフの護身用携行を正当化する意見もみられるので、早急な周知徹底を図るべき。

所持禁止後も隠し持ち続ける人が出てくる可能性があるため、現時点で所持している人の洗い出しが急務ではないか。

禁止すると販売網が地下に潜る。

玩具店での刃物の販売を禁止すべき。

100円均一での包丁の扱いを禁止し、住所の控えと署名を行わせるべき。

現行銃刀法においては、切断能力の定義が明確でないため、刃を落とした刃物でも、恣意的に運用されれば取り締まられる可能性がある。切断能力の定義を明確にすることが望ましい。

ドラマなどでナイフや包丁で人を刺すシーンがあること自体が問題である。

秋葉原事件以降の通り魔事件において、「TV報道を見て、刃物があれば簡単に人を殺せると思った」などの証言が出てきている。日常で刃物に触れることが少なくなったために、刃物の危険性、刃物で誤って怪我をしたときの痛みを知らない人たちが増えてきている。長い目で見ての将来的な犯罪防止を考えたとき、安易な法規制は危険に思える。

といった御意見がありました。

今後の参考とさせていただきます。

なお、改正法の施行後は、所持禁止違反に対する取締りを徹底することとしています。その他、

ダガーナイフを国内で製作し、国外に輸出することは武器輸出として違憲にならないか。

6 cm以下の刃物も、軽犯罪法による取締りが行われている。銃刀法又は軽犯罪法に携帯時の記述も入れて、銃刀法、軽犯罪法の規制の矛盾が起らないようにすべき。具体的には、携帯する場合には施錠できるケースに入れて持ち歩くようにしてはどうか。

ダガー等のナイフの規制で凶悪犯罪が減るとい根拠はあるのか。

ツバがついた刃物も禁止してはどうか。ツバがついていないと血で手が滑りその次に犯人が刺したときに犯人がけがをすることも多いと聞くので、両刃であることよりもツバが付いていることの方がナイフの殺傷能力増大に影響を与えるのではないか。

といった御意見がありました。

武器輸出については、日本刀等は輸出が認められており、国外に輸出することは問題ないと考えています。

軽犯罪法との関係については、現行の銃刀法は、刃体の長さが6センチメートルを超える刃物の正当な理由なき携帯を禁止しています。また、刀剣類を適法に所持することができる者が、正当な理由なしに刀剣類を携帯し、又は運搬することも禁止しています。軽犯罪法における刃物の隠匿携帯禁止は、銃刀法における携帯禁止の対象とならない刃物のみが対象となると解されることから、両者は法条競合の関係にあり、矛盾は生じていないと考えています。

凶悪犯罪の発生については、ダガーナイフ等の殺傷に適した刃物を所持禁止とすることにより、その入手が困難となる結果、ダガーナイフ等を使用した凶悪犯罪の発生は減少することが見込まれます。

鍔（つば）による規制については、隠匿携帯の容易さという観点からは鍔がない方が危険とも考えられ、鍔の有無で規制態様を分けることは困難であると考えています。

28 その他

全般的な規制緩和が必要という立場から、

「銃を実際に使っている人と、日常生活で銃に触れる機会がない人の間には、大きな意識のギャップがある」というのであれば、日常生活で銃に触れる機会を増やすべきではないか。国民が普段から武力に親しんでいた方が、有事にも適応しやすいなどメリットが大きい。むしろ今、必要なのは武器の規制強化ではなく、規制緩和である。

これ以上規制を強化すると、「銃を持っている」ことを特別だと勘違いする人が増え、勘違いの拳銃の果てに銃を犯罪に使用する可能性も増加するのではないか。銃は手順を踏めば誰にでも持てるもので、特別な道具ではない、という状態にしておいた方が、社会は安全な状態が保たれる。

といった御意見がありましたが、護身用の武器の携行を認めることは、国民の安全・安心を守る観点からは行うべきではないと考えています。また、銃砲は、その使用方法によっては人の命を奪う危険な物であることから、御意見のように手順を踏めば誰にでも銃砲を持てるようにすることは不適當であると考えています。

銃刀法による規制について、

銃砲と刀剣類は管理の手續にも事件の性質にも大きな隔たりがあり、ひとつの法律で規制することは合理的ではない。また、銃砲については、健全なスポーツや狩猟のための所持と、犯罪の取締りを同一の法律で規制することは偏見を招くことから適切ではない。

といった御意見がありました。

現行の銃刀法は、すべての銃砲及び刀剣類等に対して同一の規制を課しているのではなく、それぞれの危険性と有用性に応じて適切な規制を課しています。

現行の規制を意見書の記載以上に厳格にすべきという立場からは、

銃砲所持者に対し、射撃連盟や猟友会等の組織に所属を義務付けて、組織的に安全管理及び運用を強化すること等により、事件の抑止に繋がり、安全な社会に貢献できるのではないか。

銃砲の所持許可は、クレー等のスポーツとプロの駆除隊に対してのみ行うべきである。

日本の山野で、ライフル銃が本当に必要な猟場はほとんどなく、ライフル銃の規制を厳しくするべき。

ライフル銃は散弾銃所持から10年たたないと所持できないが、散弾銃はいきなり所持できることから、最初は空気銃だけ所持を認め、5年後に散弾銃を、さらに5年後にライフル銃という制度はどうか。

実包・猟銃の通信販売を禁止すべきではないか。

ボウガンやスリングショットについては、許可制や所持禁止にできないか。

ハイパワーエアライフルについて、教習射撃の義務化や「空気銃」の分類（甲・乙など）について検討すべき。

飲酒して猟銃を使用（携帯、運搬を含む。）した場合や、飲酒運転によって処分を受けた場合の銃所持への規制等についても言及すべき。

社会の公益を守るのであれば、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者や国家転覆を謀る罪を犯した者であることが欠格事由にないのは不当ではないか。

許可銃の規制強化よりも無可動銃の規制強化が必要であり、通達で示された合法加工基準に合致しないものは不法所持ということで重い罰則を設けるべき。

玩具銃への真正銃部品の取り付けを禁止するべき。

といった御意見がありました。

団体への加盟については、御意見のような措置をとることは、団体への加入を事実上強制することとなり、適当ではないと考えています。

狩猟の用途については、一定の社会的有用性があると考えられますので、一律に所持を認めないことは適当ではないと考えています。

ライフル銃に係る規制については、熊等の大型獣は、安全性等の観点から射程が長く威力が強いライフル銃により駆除等を行うことが一般的であり、ライフル銃の所持を一律に認めないことは適当ではないと考えています。なお、ライフル銃については、その危険性の高さから、所持には既に厳しい要件が課されているところです。

実包・猟銃の通信販売については、問題となるような事案を把握しておらず、現行法において十分な規制がされ、通信販売時の本人確認の徹底を指導していることから、通信販売の禁止については慎重な対応が必要であると考えています。

ボウガンやスリングショットについては、主として銃砲の規制の在り方について検討

した意見書の検討対象外となっています。

高威力の空気銃については、御意見を踏まえ、高威力の空気銃による実効的な練習を可能とする措置と併せ、規制の必要性についてその危険性等を踏まえて将来的な課題として検討を行います。

飲酒して猟銃を運搬した場合（飲酒運転等の場合を除く。）等を欠格事由とすることは、現時点で御意見のような規制を一律に課すことが必要とは考えていませんが、事件事故防止の観点から指導を強化していきたいと考えています。

国家転覆を謀る罪を犯した者等については、現行銃刀法第5条第1項第11号の欠格事由に該当するものと考えています。

無可動銃については、御意見の通達にある認定基準は、銃砲の機能を完全に失ったか否かを判断するためのものに過ぎず、当該基準に合致しないことのみをもって直ちに危険性があるとは断言できないことから、不法所持とすることは適当ではないと考えています。いずれにしろ、金属弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃並びにけん銃部品については、一定の場合を除いてその所持等が禁止されており、その違反に対して積極的な取締りを行っています。

玩具銃への真正銃部品の取付けについては、その危険性が必ずしも明らかではないため、一律に規制することは困難であると考えています。なお、けん銃部品については、一定の場合を除いてその所持自体が禁止されています。また、けん銃部品でないものであっても、これを取り付けること等により銃砲に該当する場合には、同様に一定の場合を除いてその所持自体が禁止されています。

規制の緩和要望として、

経験豊かな人は危険が少ないことを理由として、10年散弾銃を所持しなければライフル銃を所持できない規制をしているにもかかわらず、10年以上経験者が事故発生者の大半である。大日本猟友会からは、10年を5年に短縮との要望が出ている。ライフル銃を危険視するなら、その許可は個人の資質を問う試験・規制であるべき。

空気けん銃に対する規制は大きすぎる。ライフルと同様の扱いにするべき。競技用の空気けん銃などは40cm前後もあり、容易に隠すこともできないのではないか。

有害鳥獣駆除用途は駆除期間が終われば削除され、次の日から有害鳥獣駆除が出る場合はまた手数料を支払って有害鳥獣駆除用途を追加するような取扱いも一部地域では行われているが、用途を削除したり追加したりということに保安面から寄与することは何一つないものと思われる。

有害鳥獣駆除が狩猟とは別個に取り扱われているのは、いたずらに猟銃所持者と窓口担当者に負担を強いているのみであり、狩猟と有害鳥獣駆除の用途を一つとするなどの方法をとるべき。

自らの事情で許可を返納した場合、再度の許可申請は初心者講習からの手続は簡素化すべき。

といった御意見がありました。

ライフル銃に係る規制については、その危険性にかんがみ、現行10年となっている規制を5年に緩和することは適当ではないと考えています。

空気けん銃については、けん銃に比較して威力が弱い、形態はけん銃と同様であり、容易に隠して携帯できることから猟銃等とは異なる厳しい規制が必要と考えています。

有害鳥獣駆除用途については、警察庁においては、御意見のように、駆除期間が終われば用途を直ちに削除する運用がなされているとは承知していません。

許可の返納については、既に認められている初心者講習の免除の範囲を拡大することは、銃砲による危害予防の観点から適切ではないと考えています。

今後の制度の運用等について、

運転免許制度のように教習施設をつくり、ある程度的人格形成をするか、学科試験から実技試験まで特定警察官が担当して所轄生活安全課担当と連携して判断すべき。

銃砲所持者、射撃場、銃砲火薬店、射撃団体等をオンラインで結び、リアルタイムで射撃練習や実包購入等の状況を検索できるようにしてはどうか。

スポーツでひたむきに夢を追って努力する青少年らのための環境について真剣に考えるべき。

銃刀法には直接関係しない”物”の規制を銃刀法で実施しようとするような規制は今後も一切検討もしないようにすべき。

といった御意見がありました。

御意見を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。

なお、

銃は危険である、という一般概念を払拭するべく啓蒙活動が必要ではないか。との御意見もありましたが、銃砲は、その使用方法によっては人の命を奪うものであり、国民の安全・安心を守る観点からは、御指摘のような活動を行うことは適当ではないと考えています。

これら以外にも、火薬類取締法の事務に関する御意見、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の事務に関する御意見、射撃場の運営に関する御意見、佐世保事件における警察の対応等に関する御意見等の今回の意見募集の対象以外の御意見もありましたが、これらについては、関係省庁との連携も含め、今後の参考とさせていただきます。